

審議内容	
《開催結果の概要》	
1. 開会 2. 挨拶 3. 諮問 ・管理者職務代理者から会長へ諮問書を手交。 4. 議題 （１）城陽市下水道事業ビジョンの中間見直し、財政計画について （２）城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業について	
《進行》	
事 務 局：	・審議会の委員の任期は令和７年３月末で満了しており、会長、副会長の選任手続きが必要となることから、会長が決まるまで事務局で会議を進めることを報告 ・審議会開催にあたって委員の出席状況について、過半数の委員にご出席いただいていることから、規程第４条第３項の規定により会議が成立していることを報告 ・配付資料等の確認
副 市 長：	・開会の挨拶
事 務 局：	・事務局から審議会について説明（資料番号１・２） ・事務局から委員を紹介（資料番号３）及び委員からの自己紹介
《会長及び副会長の選出》	
事 務 局：	規程第３条において「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」と規定していることを説明
委 員：	会長に楠見委員、副会長に太田委員を推薦
一 同：	異議なし
事 務 局：	審議会として楠見委員を会長、太田委員を副会長とすることに決定する。
会 長：	挨拶
副 会 長：	挨拶
《城陽市下水道事業ビジョン中間見直しについて説明》	
事 務 局：	資料番号５、６について説明
会 長：	質問・意見等問う。
委 員：	ビジョンの中間見直しは抜本的な見直しを行うものではなく、ビジョンの策定以降に社会の変化や置かれている状況の変化があったことについて見直しを行うものであり、例えば包括委託や起債等の制度の変化や社会状況の変化によって資料５のビジョンは文言の修正を行い、それに応じて財政面も５

審議内容	
	年程前に作成したものから変化があったので、少し目標値も変えるという理解でよいか。
事務局：	ご指摘のとおり社会変化等の変更に伴って見直しを行うものである。
委員：	資料5のビジョンの中間見直しについてだが、後期の取り組み方針まで書き込んで修正された冊子を作るのか、それとも修正版みたいな一部だけをアップするような形を作るのか教えていただきたい。
事務局：	前回水道事業ビジョン見直しと同様、ビジョンの一部に方針と修正を加えたものを冊子として、一部分を抜粋した形でまとめたものを見直し後の取り組み方針という形でまとめたいと考えている。
委員：	内容が結構飛んでいるという印象がある。例えば資料5の4ページの人材育成のところで研修会等への参加の次にモニタリング技術の向上とあるが、なぜモニタリングが必要か、モニタリングってそもそも何なのか等を丁寧に記載し、うまく表現していただけたらと思う。 もう1点、今回の中間見直しは、令和11年度までの目標を少し修正するということだと思うが、次の10年がどうなっていくのかを概要でも良いので示していただきたい。下水道の整備の更新が令和11年か12年ぐらいから始まってくるので、そのときにどれくらいの資金が必要なのかで変わってくると思うので、今後そのようなところも含めて見せていただけたらと思う。
事務局：	ビジョンについては、ある程度認識している前提で作成しているので、丁寧にフォローを入れる形で追記し、アップしていこうと思っている。 財政計画については、総務省から投資計画は20～30年あたりを目安として公表しなさいと言われている部分もあるので、ご意見の趣旨も踏まえた上で作成したい。 なお、現行のビジョンの計画期間である令和11年度までは資金不足が生じているという特殊な事情があり、その資金不足を解消するための計画として現行の財政計画を策定したものであることから、資金不足が解消した後となる令和12年度以降の財政計画については、抜本的な見直しが必要であると考えている。このため、財政計画の令和12年度以降については、次期見直しにあたる令和12年度以降の財政計画策定に向けた経営審議会で新たな状況を踏まえて、協議をさせていただきたい。一方で資本的収支の推移については提示可能なので、令和12年度以降の更新需要をお示しさせていただく。
委員：	ビジョンの41ページに不明水対策の実施とあるが、下水道管に雨水等が侵入することによって、陥没に繋がりがやすくなる。下水道の陥没事故は水道の陥没事故とは違い、非常に影響範囲が大きく、復旧にも手間取ることがあるので、陥没事故を防ぐための対策が必要である。以前は下水道の処理場に雨水が

審議内容	
	侵入することによって処理費用がかかるのでそれを防ぐための対策として不明水対策が行われてきた。城陽市だけの問題ではないが、今の考え方では雨水の侵入が陥没に繋がるという問題意識を持っていただきたい。
事務局：	資料５の４ページの緑の部分の上から２行目の②計画的な点検・調査の実施の評価にウォーターＰＰＰ３．５の枠組みを組み入れている。城陽市の下水道施設は５０年や６０年経っているものがほとんどないが、令和１７年度末で設置後４０年を超える管渠１５．１キロと、マンホール２，７２８基をウォーターＰＰＰ３．５の枠組みの中で点検をしなさいとしている。事前に事故や破損が起きないように点検をウォーターＰＰＰ３．５の契約の中に入れて発注をしている。今までは下水道事業はほとんど対処療法しかしていなかったのが実態。今後は事故が起きないように点検を行い、対策を打っていく。
委員：	社会の情勢や物価上昇、人材不足、給与水準の上昇等もあり、今回中間見直しをしたからそれで一安心とはいかないと思うが、時代の変化がすごく早いのでこういうことをやっておく必要は充分あるかと思う。
会長：	事務局に追加で求める資料はあるか。
一同：	意見等なし
会長：	先程本審議会で城陽市下水道事業ビジョンの中間見直しについて諮問を受けたが、今のこの答申の進め方の方向性を事務局としての案を示していただきたい。
事務局：	今後のスケジュールに関しては、次回の審議会場で、答申案について議論を予定している。つきましては、会長に答申案の作成をお願いできればと考えている。
会長：	事務局から答申案を私に作成するよう要請があったが、どうか。案の作成を私に一任いただき、次回の審議会場でその案を議論していくという事務局の考えだが、いかがか。
一同：	異議なし
会長：	異議がないので、この形で進めさせていただく。
事務局：	資料番号７について説明
会長：	質問・意見等問う。
会長：	宮城県のコンセッションに関して問題視する報道が出ていたが、宮城県のコンセッションと城陽市のウォーターＰＰＰ３．５では仕組みが大きく異なる。今回のウォーターＰＰＰ３．５については、丸投げの状態ではなく、かなりの部分を市が関与しているので、心配は出てこないと思う。例えば料金改定も市が全部行うし、かつウォーターＰＰＰ３．５を導入することで、国から補助金も得られる。

審議内容	
委 員 :	包括的民間委託の費用は1年あたり3.8億円となる。補助金があるので単純に比較はできないかもしれないが、現行の費用に比べて包括的民間委託後の費用ではどれくらいの差が出てくるのか。
事 務 局 :	今現在は下水道の汚水の管路を更新した場合に補助金が半分もらえる。令和9年度以降はウォーターPPP3.5を導入していないとその補助金を渡さないと言われている。今もらえている補助金がもらえなくなることを回避するためにウォーターPPP3.5の仕組みを導入した。補助金を費用比較に含めて見込んだ場合は、委託前より委託後の方がコストは下がる。また、配置される技術者のレベルや資格に価値を一定付与した場合は、さらに包括的民間委託の価値が上がるものと考えている。この試算結果は市議会にも提出しているところである。
委 員 :	現在市が行っている業務も委託することになるが、今後、市の職員として上げていくレベルはどこに特化していくのか。
事 務 局 :	人事管理や予算決算、料金算定等企画の部分は市に残る。窓口業務や検針は全て民間が受託する形になる。あと上下水道事業の給排水の仕組みについても、委託していく。ただ漏水対応に関しては市に残すという形の枠組みで今回はスタートしていく。
委 員 :	漏水対応は市に残るのか。
事 務 局 :	漏水対応は市に残る。電話の受付は業者が受けることになるが、そこに対する委託料の支払いや検査は市が行っていく。最初のうちから全部出すのではなく、パッケージしやすいものを包括委託に含めている。
委 員 :	将来的にはもっと包括委託に入っていく可能性もあるのか。
事 務 局 :	現実の話を言うと漏水の対応をしていただいている業者も非常に高齢化しており、いつまでやるかわからないというのが実情である。市役所だけではなく、末端の事業者の方も非常に苦しくなっている。例えば近隣の町と合同で発注していく等の仕組みを考えていかなければならない時は来るとは思っている。ただ今の時点で委託の範囲を広げていくとか、狭めていくとかいう話は考えていない。
委 員 :	10年間の長期のスパンの契約に対して危惧っていうのはあったと思うが、何か問題があったときは、今度どういう対応になってくるのか。もし包括委託してうまくいかなければ、そのときの対応はどういう形になるのか。
事 務 局 :	まずこの委託に関しては、相当数のサウンディングという意見交換を受けて進めており、受託をやめたいとなった場合に備えて厳しい違約金の設定も契約に織り込んでいる。また、物価変動や原油、電気代、人件費が非常に上がっており、10年後の値段というのは今想定できない。このため、現在の値段

審議内容

あるいは一定の基準を決めて、そこから総務省や厚生労働省又は日銀が出している各種統計の指数を基に補正した額で支払うというような枠組みを作っており、コスト的な増減の部分のリスクを排除するような形で発注している。

リスク分担に関してはある程度配慮した形で委託するという枠組みを作っている一方、違約金も厳しめのペナルティを設定しており、それも織り込み済みで、今回4社が応札に来ているという状況なので、民間企業としては長期間の契約リスクを一定担保できているとの認識であると考えている。

委員： みずパートナー城陽の選定理由の一つとして、カスタマーサービス業務について、独自のDXやAIを活用するなど、多くの実績ある先進技術を駆使して業務を進める提案であったことをあげているが、年配の方等でスマホやパソコンを上手く使いこなせないという方もたくさんおられる。今はどんな企業に問い合わせする際にもオペレーションにつながるが、上手く操作ができずに困っている方がたくさんおられるので、もちろんDXやAIがこれからの時代は一番大切だが、電話をかけると職員の方と直接お話ができる仕組みがあればありがたいと思う。

事務局： 現段階で事業者からの提案内容の詳細はお話できる段階にはないが、窓口及び電話対応における人的対応は想定されたプランになっているので、その点に関しては、対応できると思う。

5. 閉会